

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○地籍調査事業計画の変更 (地域復興支援課) 一

○保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) 一

○保安施設地区の指定に関する通知内容の揭示 (同) 二

○証紙売りさばき機関の指定 (会計課) 三

○土地改良事業計画の変更の認可 (東部地方振興事務所) 三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (道路課) 三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 二

○秋さけ固定式さし網漁業の制限 (警務本部会計課) 五

宮城海区漁業調整委員会

○秋さけ固定式さし網漁業の制限 九

正 誤

○宮城県公報第二九七一号(平成三十年六月二十九日付け)中 一八

告 示

○宮城県告示第八百三十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條の三第二項の規定により、平成三十年年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成三十年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称
白石市

二 調査地域

変更前	変更後
鷹巣字荒屋敷前等四十八単位区域 字入生一番等二十八単位区域の一部 新館町等三単位区域 字入生一番等二十三単位区域 南町二丁目一単位区域 字兔作等九単位区域	鷹巣字荒屋敷前等四十八単位区域 字入生一番等二十八単位区域の一部 新館町等三単位区域 字入生一番等二十三単位区域 南町二丁目等二単位区域 字兔作等十七単位区域

三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成三十一年三月三十一日まで

2

一 調査を行う者の名称
川崎町

二 調査地域

変更前	変更後
大字川内字熊野山等一部四単位区域 大字川内字草倉山等三単位区域	大字川内字熊野山等一部四単位区域 大字川内字草倉山等三単位区域 大字川内字大鳥谷山等一部四単位区域 (地籍集成図の作成)

三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市青葉区上愛子字斉勝森一七・一九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、宮城

野区岩切字洞ヶ沢一三の一（次の図に示す部分に限る。）、字人生沢八二の一・八二の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字人生沢八二の一・八二の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市泉区上谷刈字赤坂四（次の図に示す部分に限る。）、字堤下一五、青葉区上愛子字斉勝森一七・一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、宮城野区岩切字洞ヶ沢一三の一（次の図に示す部分に限る。）、字人生沢八二の一・八二の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤坂四、字堤下一五、字斉勝森一七、一九、字人生沢八二の一・八二の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市太白区秋保町馬場字西向七の一・七の二・七の五・二二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七の三、七の六から七の八まで

2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十三条第三項の規定により、次のように保安施設地区に指定した旨、平成三十年八月八日付け二十九森整第七百八十五号で関係者宛て通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山元町役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年八月二十八日

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号まで、標柱八号から標柱一一号まで、標柱一五号から標柱一七号まで、標柱一九号から標柱二二号まで、標柱一八号、標柱二二号から標柱一四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一四号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱二三号から標柱三〇号まで、標柱三四号から標柱三六号まで、標柱三二号、標柱三三号を順次結んだ線及び標柱二三号と標柱三三号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱三七号から標柱四一号までを順次結んだ線及び標柱三七号と標柱四一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

亘理郡山元町坂元字塩釜場三、四の一、八、九、二一、二二、四〇

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 所在が不明である者の住所氏名

- 巨理郡山元町坂元字中浜四九番地 安藤 栄四郎
- 巨理郡山元町坂元字中浜一四番地 齋藤 浅治
- 巨理郡山元町坂元字中浜二七番地 齋藤 政吉
- 巨理郡山元町坂元字中浜二九番地 齋藤 利右エ門
- 巨理郡山元町坂元字中浜四七番地 大石 甚五郎
- 巨理郡山元町坂元字中浜三〇番地 齋藤 林之助
- 巨理郡山元町坂元字中浜一の五一番地 齋藤 勇五郎

三 通知の内容

一の森林について、平成三十年七月二十五日農林水産省告示第七百三十号で告示したとおり保安施設地区に指定された。

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百六号

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五条第一項第一号の規定により、証紙売りさばき機関として次のとおり指定した。

平成三十年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

売りさばき機関	売りさばき場所	指定年月日
宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西佐沼百五十番五号 登米合同庁舎二階東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター内	平成三十年十月一日

○宮城県告示第八百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、石巻市蛇田土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を平成三十年八月二十一日認可した。

平成三十年八月二十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 徳 光

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成三十年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び納入予定数量
- (一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 千五百四十五トン
- (二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 二十七キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成三十一年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五）へ平成三十年九月六日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八九一―二四三 宮城県柴田郡大河原町字南一二九一―

3 入札説明書の交付期限
宮城県大河原土木事務所総務班（担当 鹿又 正光 電話〇二二四―五三―三三三五）
平成三十年九月十一日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成三十年九月十日（月）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成三十年九月二十五日（火）午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年九月二十五日（火）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等
(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十年十月十日（水）午前九時から平成三十年十月十一日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

(1) 日時 平成三十年十月十日（水）午前九時から平成三十年十月十一日（木）午後五時まで
場所 2に同じ

(3) 郵送による場合は、二重封筒とする。入札書を中封筒に入れ、入札者の法人名・開札日及

び入札に係る調達物品の名称を記載し配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。

(4) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成三十年十月十二日(金)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時〇〇分 宮城県大河原土木事務所

(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十一時〇〇分 宮城県大河原土木事務所

四 入札に参加することができる者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2019.

3 Place of Delivery : Within Ogawara civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Tuesday, October 11, 2018, 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Masamitsu Kanomata, General Affairs Group, Ogawara civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 129-1 Minami, Ogawara,

shibata, Miyagi, 989-1243 Japan. Tel.: 0224-53-3135

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 運転シミュレータ(四輪・二輪)装置賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成三十一年二月一日から平成三十六年一月三十一日まで

4 履行場所 宮城県運転免許センター

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二一一一三三三五）へ平成三十年九月十四日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二一一七一七、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付期限
平成三十年九月十四日（金）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年十月二日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にあって、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限
入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成三十年十月十一日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所
(一) 日時 平成三十年十月十二日（金）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定に

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定に

よる。

- 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, October 11, 2018, 5: 00 pm.
- 2 Item/Service Required : Lease of simulator (designed for aptitude test for motor vehicle drivers) - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, October 12, 2018, 10: 00 am.
- 4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 緊急配備支援システム賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成三十一年三月一日から平成三十六年二月二十九日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部刑事部刑事総務課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及

び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―三三三五)へ平成三十年九月十四日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二―二二―一七七一、内線二二三二)

2 入札説明書等の交付期限

平成三十年九月十四日(金)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年十月二日(火)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間におい

て、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成三十年十月十一日(木)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年十月十二日(金) 午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以

降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
 9 詳細は入札説明書による。
 六 概要

- Summary
- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, October 11, 2018, 5:00 p.m.
 - 2 Item/Service Required : Lease of equipment for emergency deployment support system - 1 set
 - 3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters October 12, 2018, 10:30 am.
 - 4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式さし網漁業（以下「さけ固定式さし網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。
 平成三十年八月二十八日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

- 一 制限期間
 平成三十年九月一日から平成三十一年一月三十一日まで
- 二 操業区域
 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域
- 三 操業期間
 平成三十年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。

四 操業の承認

規制区域においてさけ固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、百五十三隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) 平成二十九年において、さけ固定式さし網漁業承認証（以下「承認証」という。）の交付を受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者（以下「水揚げ実績を有する者」という。）。
- (二) 平成二十九年において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成二十七年度及び平成二十八年度に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。
- (2) 平成二十八年度に新規に承認証の交付を受けた者であつて、平成二十八年度において水揚げ実績を有する者。

- (3) 平成二十九年度に新規に承認証の交付を受けた者。

(三) 平成三十年から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は三隻以内とする。

七 操業の条件及び制限

- 1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合は除く。

- 6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。
- 7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さげ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。
- 12 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

八 承認の取り消し
この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

（別紙）

秋さげ固定式さし網漁業承認事務取扱要領

（操業の承認申請）

第一 秋さげ固定式さし網漁業の制限（平成三十年宮城県海区漁業調整委員会指示第一号）四の承認を受けようとする者は、秋さげ固定式さし網漁業操業承認申請書（様式第一号。以下「承認申請書」という。）を宮城県海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から平成三十年九月七日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 漁船原簿謄本
- (二) 年間事業計画書（様式第二号）
- (三) 委員会指示六の(三)に該当する場合は、申請調書（様式第三号）
- (四) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書
- (五) 親子間での借用及び宮城県共同利用漁船復旧対策事業により建造した漁船で申請する場合は船舶使用承諾書（様式第四号）
- (六) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さげ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表（様式第五号）を添えて、提出するものとする。

（操業承認証の交付）

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、秋さげ固定式さし網漁業操業承認証（様式第六号。以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九一―一 電話〇二二―三六六一―二三一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎 電話〇二二―五一九五一―四七三
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七一六 宮城県気仙沼合同庁舎 電話〇二二―六二二―六八五一

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所連絡の上、その指示を受けなければならない。

（承認証の書換交付）

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さげ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3(六)の規定を準用する。

（承認証の再交付）

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さげ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書（様式第八号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（船体の標識）

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第九号とする。

（漁獲成績報告書）

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

（承認申請書の経由）

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第1号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

秋さけ固定式さし網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 操業期間 平成30年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船 名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 申請理由

(A4縦)

(様式第2号)

年 間 事 業 計 画 書

船 名 丸 氏 名

漁業種類	漁業	漁業	漁業	合 計
区分				
漁獲物の種類				
操業期間				
操業日数(日)				
航海回数(回)				
漁獲予想数量(kg)				
漁獲予想金額(円)				
乗組員(人)				
所要経費(円)	人件費			
	燃料費			
合計	費			
	計			

(A4縦)

(様式第3号) 申 請 書

住所				
氏名	印			
生年月日	年	月	日	歳
漁業形態	1: 漁船漁業専業 2: 養殖との兼業 3: 養殖専業 4: 漁業以外との兼業 ※該当する番号に○印をお願いします。			
漁業従事年数				
使用漁船	船名	漁船登録番号	MG	-
	推進機関の種類及び馬力数	(kW・PS)	総トン数	トン
年間操業実績				
No	漁業種類	操業期間 (○月○旬～○月○旬)	水揚げ数量 (kg)	水揚げ金額 (千円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
合 計				

※前年度(4月から翌年3月まで)における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

平成 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

(A4縦)

(様式第4号)

船舶使用承諾書

年 月 日

(漁船使用者)

住 所
氏 名

殿

(漁船所有者)

住 所
氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業の操業について、下記のとおり漁船の使用を承諾します。

なお、この承諾によって、私が貴殿に代わり宮城県漁業調整委員会の秋さけ固定式さし網漁業の操業の承認を受けるものではありません。

記

1 承諾期間

2 船名及び漁船登録番号

3 総トン数

4 推進機関の種類及び馬力数

(A4縦)

(様式第5号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

一連 番号	船 名	漁 船 登 録 番 号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	申 請 者		前 年 度 承 認 証 番 号	前年度水揚 実績の有無
					住 所	氏 名		

(A 4横)

(様式第6号)

(表)

宮さけ第 号〇	秋さけ固定式さし網漁業操業承認証
住 所 氏 名	
1 操業期間	平成30年 9月25日 から 平成30年11月20日 まで
2 操業区域	気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濠波岐崎正東の線以北にお ける、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。
3 使用する船舶	丸
(1) 船 名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総 ト ン 数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
4 操業の条件及び制限	裏面記載のとおり
年 月 日	
宮城海区漁業調整委員会 会 長	印

(A 4縦)

(様式第6号)

(裏)

操業の条件及び制限 (委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者 (以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式さし網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時 (南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前9時) とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向 (真方位90度) に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則 (昭和41年宮城県規則第73号) 第57条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式さし網漁船は、津合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。
- 12 操業期間終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承認の取り消し (委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第7号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船名 丸
- 3 書換する事項

項目	書換前	書換後

4 書換を必要とする理由

(様式第 8号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第
- 2 船 名 丸
- 3 滅失(き損)の理由

(A4縦)

(様式第 9号)

宮さけ 第 号○

- 1 文字及び数字(承認証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(承認証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第10号)

秋さけ固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ 第 _____ 号
氏 名	印	船 名	
乗 組 員	人	総トン数	
刺 網 の 規 模	目 合： 寸 _____ 分 (_____ cm)	漁船登録番号	MG _____ -
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)

_____ 年 _____ 月分

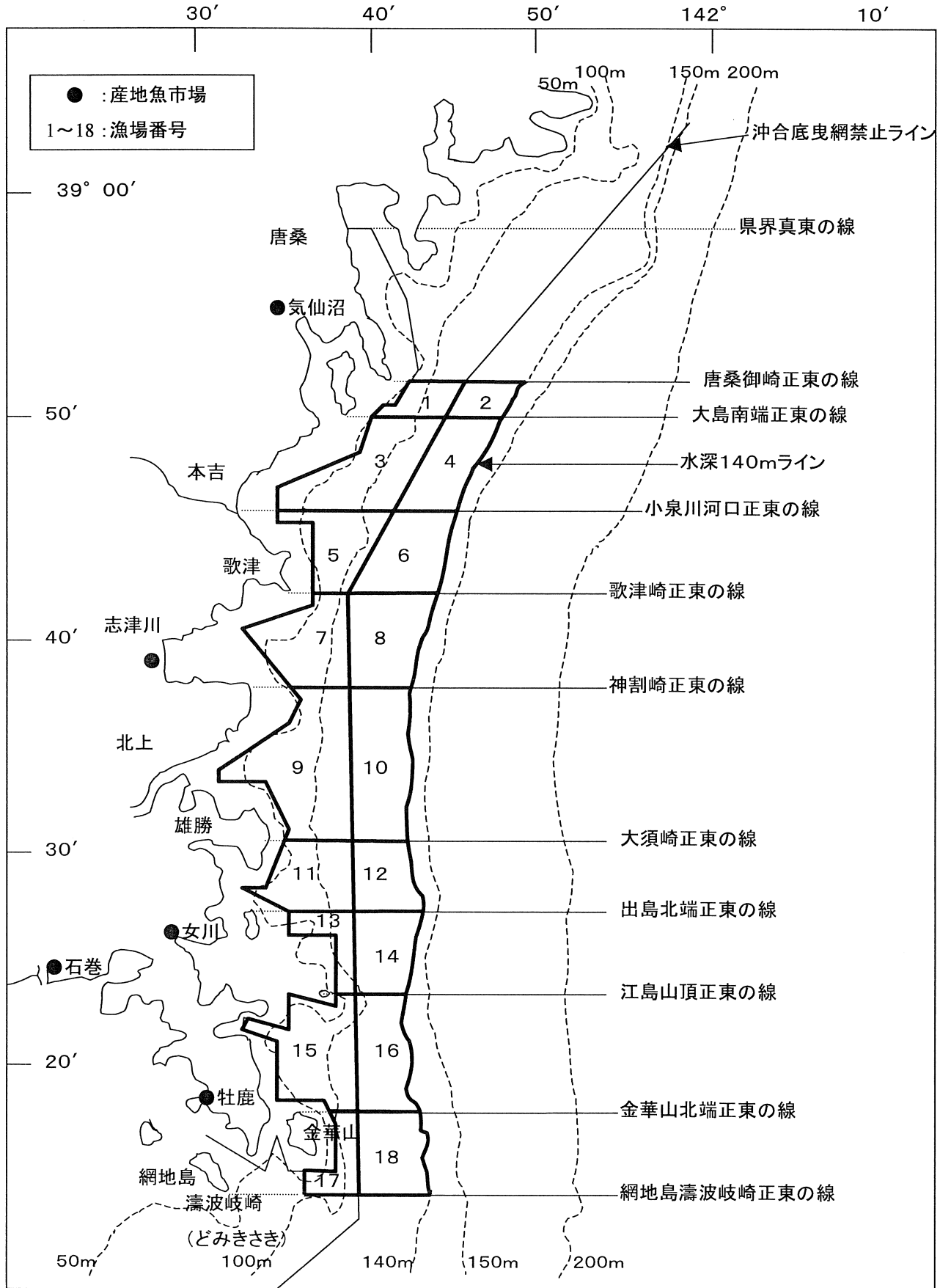
日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) ※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様, 海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式さし網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他 () ()	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式さし網漁業」操業区域



正 誤

○宮城県公報第二九七二号 (平成三十年六月二十九日付け) 中

ページ	一	一
段	下	下
行	後ろか ら一三	後ろか ら一二
正	年に	年度に
誤	一を受検した年	前号の検査を受検した年度